

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和元年12月27日（金） 号外第 6 7 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 教委規則	鳥取県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則（4）（高等学校課） 2
◇ 人委規則	地方公務員法の一部改正に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則 （9）（任用課） 3
	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（10）（給与課） 8
	期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（11）（〃） 10

教育委員会規則

鳥取県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

鳥取県教育委員会規則第4号

鳥取県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校通信教育規則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>様式第3号（第13条の2、第14条－第16条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">編</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">転</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">再</td> <td style="text-align: center;">通信制課程入学志願書</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考 1 「<u>性別</u>」欄及び「理由」欄は、編入学、転入学又は再入学の場合のみ記載すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">2 略</p>	編	転	再	通信制課程入学志願書	略				<p>様式第3号（第13条の2、第14条－第16条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">編</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">転</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">再</td> <td style="text-align: center;">通信制課程入学志願書</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考 1 「理由」欄は、編入学、転入学又は再入学の場合のみ記載すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">2 略</p>	編	転	再	通信制課程入学志願書	略			
編	転	再	通信制課程入学志願書														
略																	
編	転	再	通信制課程入学志願書														
略																	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

地方公務員法の一部改正に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第9号

地方公務員法の一部改正に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

(鳥取県人事委員会議事規則の一部改正)

第1条 鳥取県人事委員会議事規則(昭和26年鳥取県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(議事録)</p> <p>第7条 法第11条第4項に規定する議事録は、委員長の指定する職員が作成するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(議事録)</p> <p>第7条 法第11条第3項に規定する議事録は、委員長の指定する職員が作成するものとする。</p> <p>2 略</p>

(職員の営利企業への従事等の許可に関する規則の一部改正)

第2条 職員の営利企業への従事等の許可に関する規則(昭和26年鳥取県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の規定に基づき、職員(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。以下同じ。)の営利企業への従事等の許可に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の規定に基づき、職員の営利企業への従事等の許可に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第3条 職員の任用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(臨時的任用を行うことができる場合)</p> <p>第9条 任命権者は、<u>常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次の各号いずれかに該当するときは、法第22条の3第1項前段の規定により、臨時的任用を行うことができる。</u>この場合において、第1号の規定により臨時的任用を行おうとするときは、同項前段の人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>(1) 災害その他重大な事故のため採用、昇任、</p>	<p>(臨時的任用を行うことができる場合)</p> <p>第9条 任命権者は、<u>次に掲げる場合においては、法第22条第2項前段の規定により、</u>臨時的任用を行うことができる。この場合において、第1号の規定により臨時的任用を行おうとするときは、同項前段の人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>(1) 災害その他重大な事故のため採用、昇任、</p>

降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間その職を欠員にしておくことができない緊急のとき。

(2) 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関するとき。

(3) 任用候補者の提示の請求に対し、人事委員会から適当な任用候補者がいない旨の通知を受けたとき。

(臨時的任用の期間の更新)

第10条 臨時的任用の期間は、法第22条の3第1項後段の規定により、6月を超えない期間で更新することができる。ただし、いかなる場合においても、臨時的任用は、再度更新することができない。

2 前条第2号に係る臨時の任用の期間を更新するときは、法第22条の3第1項後段の人事委員会の承認があったものとみなす。

(条件付採用期間)

第11条 職員の採用は、条件付採用期間の終了前に、任命権者が別段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌日において正式のものとなる。

(条件付採用期間の延長)

第13条 職員(法第22条の2第1項に規定する職員を除く。次項において同じ。)で次の各号のいずれかに該当する者にあつては、それぞれに定める間条件付採用期間を延長するものとする。

(1)・(2) 略

2・3 略

第13条の2 任命権者は、条件付採用期間中の職員(法第22条の2第1項に規定する職員に限る。以下この条において同じ。)について、正式採用になるためにはその者の能力の実証が不十分と認めるときは、その者に係る条件付採用期間を1月間延長することができる。

2 採用後相当の期間において勤務実績がない職員に係る条件付採用の期間は、最初に勤務した日から1月に至るまで延長するものとする。

3 前2項の規定による延長は、当該職員の任期を超えることができない。

降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間その職を欠員にしておくことができない緊急の場合

(2) 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合

(3) 任用候補者の提示の請求に対し、人事委員会から適当な任用候補者がいない旨の通知を受けた場合

(臨時的任用の期間の更新)

第10条 臨時的任用の期間は、法第22条第2項後段の規定により、6月を超えない期間で更新することができる。ただし、いかなる場合においても、臨時的任用は、再度更新することができない。

2 前条第2号に掲げる場合において、臨時の任用の期間を更新するときは、法第22条第2項後段の人事委員会の承認があったものとみなす。

(条件付採用期間)

第11条 法第22条第1項による条件付採用とされた職員の採用は、その条件付採用期間の終了前に、任命権者が別段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌日において職員の採用は、正式のものとなる。

(条件付採用期間の延長)

第13条 職員で次の各号のいずれかに該当する者にあつては、それぞれに定める間条件付採用期間を延長するものとする。

(1)・(2) 略

2・3 略

<p>(選考により採用する職)</p> <p>第19条 次に掲げる職への採用は、選考によるものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 常時勤務を要しない職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の職</p> <p>2 略</p>	<p>(選考により採用する職)</p> <p>第19条 次に掲げる職への採用は、選考によるものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 常時勤務に服することを要しない職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の職</p> <p>2 略</p>
---	---

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当基準日前1月以内に退職した職員等のうち期末手当の支給の対象とならない職員)</p> <p>第2条 条例第16条の4第1項後段に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) 期末手当基準日前1月以内に退職し、又は死亡した一般職員で、その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する者であったもの</p> <p>(2) 期末手当基準日前1月以内に退職した一般職員で、その退職の後期末手当基準日までの間に次に掲げる者となったもの ア～オ 略</p> <p>(3) 期末手当基準日前1月以内に退職した一般職員で、その退職に引き続き次に掲げる者となったもの ア・イ 略 ウ 特定地方独立行政法人の職員（前号オに掲げるものを除き、人事委員会が定めるものに限る。） エ 略</p> <p>2 期末手当基準日前<u>1月</u>以内に一般職員としての退職が2回以上ある者について前項の規定を適用する場合には、期末手当基準日に<u>最も近い</u>日の退職のみをもって、当該退職とする。</p> <p>第3条の2 前条第1項に規定する在職期間には、次に掲げる期間を算入する。</p>	<p>(期末手当基準日前1月以内に退職した職員等のうち期末手当の支給の対象とならない職員)</p> <p>第2条 条例第16条の4第1項後段に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) 期末手当基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した一般職員で、その退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する者であったもの</p> <p>(2) 期末手当基準日前1月以内に退職<u>又は失職</u>した一般職員で、その退職<u>又は失職</u>の後期末手当基準日までの間に次に掲げる者となったもの ア～オ 略</p> <p>(3) 期末手当基準日前1月以内に退職した一般職員で、その退職に引き続き次に掲げる者となったもの ア・イ 略 ウ 特定地方独立行政法人の職員（前号カに掲げるものを除き、人事委員会が定めるものに限る。） エ 略</p> <p>2 期末手当基準日前<u>1箇月</u>以内に一般職員としての退職が2回以上ある者について前項の規定を適用する場合には、期末手当基準日に<u>もっとも近い</u>日の退職のみをもって、当該退職とする。</p> <p>第3条の2 前条第1項に規定する在職期間には、次に掲げる期間を算入する。</p>

<p>(1) 略</p> <p>(2) 期末手当基準日以前6月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き一般職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間</p> <p>ア 略</p> <p>イ 特定地方独立行政法人の職員で人事委員会が定めるもの（前号エに掲げる者を除く。）</p> <p>ウ 略</p> <p>2 略</p> <p>（一時差止処分に係る在職期間）</p> <p>第3条の3 略</p> <p>2 前条第1項第1号アからエまでに掲げる者及び同項第2号アからウまでに掲げる者が引き続き一般職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。</p> <p>（勤勉手当基準日前1月以内に退職した職員等のうち勤勉手当の支給の対象とならない職員）</p> <p>第4条 条例第16条の7第1項後段に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、勤勉手当を支給しない。</p> <p>(1) 勤勉手当基準日前1月以内に退職し、又は死亡した一般職員で、その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する者であったもの</p> <p>(2) 勤勉手当基準日前1月以内に退職した一般職員で、その退職の後勤勉手当基準日までの間に第2条第1項第2号に掲げる者（同号エに掲げる者のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されないものを除く。）となったもの</p> <p>(3) 勤勉手当基準日前<u>1月</u>以内に退職した一般職員で、その退職に引き続き第2条第1項第3号に掲げる者となったもの</p> <p>2 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 期末手当基準日以前6月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き一般職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間</p> <p>ア 略</p> <p>イ 特定地方独立行政法人の職員で人事委員会が定めるもの（前号オに掲げる者を除く。）</p> <p>ウ 略</p> <p>2 略</p> <p>（一時差止処分に係る在職期間）</p> <p>第3条の3 略</p> <p>2 前条第1項第1号アからオまでに掲げる者及び同項第2号アからウまでに掲げる者が引き続き一般職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。</p> <p>（勤勉手当基準日前1月以内に退職した職員等のうち勤勉手当の支給の対象とならない職員）</p> <p>第4条 条例第16条の7第1項後段に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、勤勉手当を支給しない。</p> <p>(1) 勤勉手当基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した一般職員で、その退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する者であったもの</p> <p>(2) 勤勉手当基準日前1月以内に退職<u>又は失職</u>した一般職員で、その退職<u>又は失職</u>の後勤勉手当基準日までの間に第2条第1項第2号に掲げる者（<u>同条同項同号ニ</u>に掲げる者のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されないものを除く。）となったもの</p> <p>(3) 勤勉手当基準日前<u>1箇月</u>以内に退職した一般職員で、その退職に引き続き第2条第1項第3号に掲げる者となったもの</p> <p>2 略</p>
--	--

（人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正）

第5条 人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、人事委員会事務局の職員（<u>臨時又は非常勤の職員</u>を除く。）の職の設置等について定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、人事委員会事務局の職員（<u>臨時的任用職員及び非常勤職員</u>を除く。）の職の設置等について定めることを目的とする。</p>
---	---

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正)

第 6 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年鳥取県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(派遣の対象とならない職員の特例)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 2 項第 3 号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第 1 項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条</u>の規定により他の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたものとする。</p>	<p>(派遣の対象とならない職員の特例)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 2 項第 3 号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第 1 項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条第 1 項</u>の規定により他の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたものとする。</p>

(鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部改正)

第 7 条 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成14年鳥取県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(派遣の対象とならない職員の特例)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 2 項第 3 号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第 1 項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条</u>の規定により他の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたものとする。</p>	<p>(派遣の対象とならない職員の特例)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 2 項第 3 号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第 1 項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条第 1 項</u>の規定により他の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたものとする。</p>

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条及び第 4 条の規定は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第10号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第 1（第 2 条関係）				別表第 1（第 2 条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	略	3 種	知事の 事務部 局	本庁	略	3 種
		課長（農業大学の課長を除く。） 副本部長 名古屋代表部の部長 行財政改革局職員人材開発センターの所長 副局長 官房長 衛生環境研究所の所長 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の館長 くらしの安心局消費生活センターの所長 鳥取県立ハローワークの所長 農業大学の校長 <u>淀江産業廃棄物処理施設計画審査室の室長</u>				課長（農業大学の課長を除く。） 副本部長 名古屋代表部の部長 行財政改革局職員人材開発センターの所長 副局長 官房長 衛生環境研究所の所長 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の館長 くらしの安心局消費生活センターの所長 鳥取県立ハローワークの所長 農業大学の校長	
		室長（衛生環境研究所及び <u>淀江産業廃棄物処理施設計画審査室</u> の室長を除く。） 危機管理専門官 副官房長 衛生環境研究所の次長 農業大学の副校長 農業大学の課長	4 種			室長（衛生環境研究所の室長を除く。） 危機管理専門官 副官房長 衛生環境研究所の次長 農業大学の副校長 農業大学の課長	4 種

略	略	(人事委員会が承認 したものに限る。)	略
		総括検査専門員	
	略	略	
略	略	(人事委員会が承認 したものに限る。)	略
	略	総括検査専門員	
略	略	略	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職手当に関する規則の規定は、令和元年12月24日から適用する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第11号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第 7 条 条例第 4 条第11項に規定する再任用職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の 7 第 1 項の職員が著しく少数であること等の事情により、第 1 号及び第 2 号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の98</u>以上 <u>100分の167</u>以下（条例第16条の 4 第 2 項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の122</u>以上<u>100分の207</u>以下）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の90.5</u>以上 <u>100分の98</u>未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の106</u>以上<u>100分の122</u>未満）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の82</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の102</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の82</u>未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の102</u>未満）</p> <p>2 略</p> <p>第 7 条の 2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の44.5</u>超（特定幹部職員にあつては、<u>100分の54.5</u>超）</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第 7 条 条例第 4 条第11項に規定する再任用職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の 7 第 1 項の職員が著しく少数であること等の事情により、第 1 号及び第 2 号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の93</u>以上 <u>100分の157</u>以下（条例第16条の 4 第 2 項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の117</u>以上<u>100分の197</u>以下）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の85.5</u>以上 <u>100分の93</u>未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の101</u>以上<u>100分の117</u>未満）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の77</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の97</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の77</u>未満（特定幹部職員にあつては、<u>100分の97</u>未満）</p> <p>2 略</p> <p>第 7 条の 2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>6月に支給する場合においては100分の39.5</u>超（特定幹部職員に</p>

<p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の44.5</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の54.5</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の44.5未満</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の54.5未満</u>)</p> <p>2 略</p>	<p><u>あつては、100分の49.5超</u>)、12月に支給する場合においては<u>100分の40超</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の50超</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>6月に支給する場合においては100分の39.5</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の49.5</u>)、12月に支給する場合においては<u>100分の40</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の50</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>6月に支給する場合においては100分の39.5未満</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の49.5未満</u>)、12月に支給する場合においては<u>100分の40未満</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の50未満</u>)</p> <p>2 略</p>
--	--

第 2 条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第 7 条 条例第 4 条第 11 項に規定する再任用職員 (次条において「再任用職員」という。) 以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第 16 条の 7 第 1 項の職員が著しく少数であること等の事情により、第 1 号及び第 2 号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の95.5</u> 以上<u>100分の162</u>以下 (条例第 16 条の 4 第 2 項に規定する特定幹部職員 (以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。) にあっては、<u>100分の119.5</u>以上<u>100分の202</u>以下)</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の88</u>以上<u>100分の95.5未満</u> (特定幹部職員に<u>あつては、100分の103.5</u>以上<u>100分の119.5未満</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の79.5</u> (特定幹部職員に<u>あつては、100分の99.5</u>)</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の79.5未満</u> (特定幹部職員に<u>あつては、100分の99.5未満</u>)</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第 7 条 条例第 4 条第 11 項に規定する再任用職員 (次条において「再任用職員」という。) 以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第 16 条の 7 第 1 項の職員が著しく少数であること等の事情により、第 1 号及び第 2 号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の98</u>以上<u>100分の167</u>以下 (条例第 16 条の 4 第 2 項に規定する特定幹部職員 (以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。) にあっては、<u>100分の122</u>以上<u>100分の207</u>以下)</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の90.5</u>以上<u>100分の98未満</u> (特定幹部職員に<u>あつては、100分の106</u>以上<u>100分の122未満</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の82</u> (特定幹部職員に<u>あつては、100分の102</u>)</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の82未満</u> (特定幹部職員に<u>あつては、100分の102未満</u>)</p>

<p>2 略</p> <p>第7条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の42超</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の52超</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の42</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の52</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の42未満</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の52未満</u>)</p> <p>2 略</p>	<p>2 略</p> <p>第7条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の44.5超</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の54.5超</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の44.5</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の54.5</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の44.5未満</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の54.5未満</u>)</p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、令和元年12月1日から適用する。